

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 環境影響要因の抽出

対象事業の内容から環境に影響を及ぼす行為等を抽出した結果、表 4-1(1)～(2)に示す環境影響要因が想定される。

環境影響要因は、環境負荷影響を及ぼす要因となるものを「環境負荷要因」、良好な環境を創造する要因となるものを「環境創造要因」として、区分している。

なお、各環境影響要因には関連事業であるし尿処理施設の実施に伴う環境影響も含む。

表 4-1(1) 環境影響評価要因（環境負荷要因）

区分	環境影響要因の内容
工事中	・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・ 建設機械の稼働 ・ 施設の解体・建築
施設の存在	・ 施設の存在
施設の供用	・ 施設の稼働 ・ 施設車両の運行

表 4-1(2) 環境影響評価要因（環境創造要因）

区分	環境影響要因の内容
施設の供用	・ 施設の稼働（ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収、エネルギー回収量増加に伴う二酸化炭素削減）

第2節 環境影響評価項目

本事業に係る環境影響要因と環境要素の関連は、表 4-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 4-2(1) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素		工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		① 資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の使用	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(1) 大気質	二酸化窒素	○				◎	○	① 工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 ②③ 建設機械が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑤ 施設の稼働に伴い、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び有害物質が排出されるため選定する。粉じん等については、施設が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑥ 施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	二酸化硫黄					◎		
	浮遊粒子状物質	○				◎	○	
	粉じん等							
	有害物質					◎		
(2) 騒音		○				○	○	① 工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 ②③ 事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑤ 施設の稼働に伴う騒音、振動の影響が想定されることから選定する。 ⑥ 施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
(3) 振動		○				○	○	⑤ 事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(4) 低周波音								⑤ 事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(5) 悪臭						○		⑤ 施設の稼働に伴い、悪臭物質の漏洩が想定されるため選定する。
(6) 水質	水の汚れ(BOD)					△		③ 一時的に濁水が発生するおそれがあるが、発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理するため、保全措置項目として選定する。 ⑤ 排水水質濃度は既存施設以下、排水量は既存施設（届出値：最大約 800m ³ /日）の約 1/10（約 75m ³ /日）以下となる計画である。また、排水地点では他企業の排水とともにポンプ場より放流されるが、本施設の排水量は令和元年度のポンプ場からの放流実績量（約 2,500m ³ /日（日平均値））の約 3%とわずかであることから、保全措置項目として選定する。 ^{※2}
	水の濁り(SS)			△		△		
	富栄養化(T-P、T-N)					△		
	溶存酸素(DO)					△		
	有害物質			△		△		
	水温							
	水素イオン濃度						△	

【環境負荷要因^{※3}】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■

※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。

※2：プラント排水の放流水先水質への影響の程度を把握するため、参考として現況把握を実施するとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という）においては、準備書の時点における施設排水計画を踏まえ、施設稼働時の影響の程度を示すこととする。

※3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

表 4-2(2) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境要素	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(7) 底質							③⑤底質に影響を及ぼす行為はないため選定しない。
(8) 地下水質			△				③工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。 ⑤事業計画地は埋立地であり、地下水の利用は行われていないため選定しない。
(9) 地形・地質							④新たな土地の改変は生じないため選定しない。
(10) 地盤変状							⑤地下水の採取を行う行為はなく、地盤変状に与える影響はないと考えられるため選定しない。
(11) 土壌汚染			△				③工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。また、掘削土の取扱いについては資源循環で取り扱う。
(12) 廃棄物			○		○■		③工事の実施に伴い廃棄物が発生することから選定する。 ⑤事業の実施に伴い廃棄物が発生することから選定する。また、ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収が見込まれることから環境創造要因としても選定する。
(13) 植物							④新たな土地の改変は生じないことから選定しない。
(14) 動物							③⑤既存調査（「環境影響評価書（尼崎市立クリーンセンター第2工場）」（平成12年8月、尼崎市））において、自然環境の保全上貴重な水生生物は確認されていない。また、水質に係る環境負荷影響は、排水量の低減等により、軽微であることから、選定しない。
(15) 生態系							
(16) 資源循環			○				③工事の実施に伴い発生する残土を有効利用することが想定されるため選定する。
(17) 地球温暖化					○■		⑤事業の実施に伴い二酸化炭素が排出され、また、エネルギー回収量増加に伴い二酸化炭素削減に寄与する側面もあるため環境創造要因としても選定する。
(18) 人と自然との触れ合いの活動の場							④人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす行為はないと考えられることから選定しない。 ^{※2}

【環境負荷要因^{※3}】○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】■

※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。

※2：視覚的要素の変化については、「景観」において調査、予測・評価を実施する。

※3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

表 4-2(3) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(19) 電波障害							④⑤既存施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(20) 日照							
(21) 風害							
(22) ヒートアイランド現象							
(23) 景観				○			④施設が存在すること、近傍の景観との調和に影響を及ぼすことが想定されるため選定する。
(24) 文化財							③④事業計画地及び近傍に文化財及び埋蔵文化財は存在しないことから選定しない。
(25) 都市施設							①⑤⑥既存施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に都市施設、住居等は存在しないため選定しない。
(26) 安全性							
(27) その他							上記以外に環境影響評価が必要な項目は特に存在しないため選定しない。

【環境負荷要因※2】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■

※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。

※2：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

第3節 調査、予測及び評価の手法

1) 現況調査

本事業に係る現況調査の手法は、環境影響評価技術指針（尼崎市）（以下「技術指針」という。）に掲げられた調査項目について、前節で抽出した環境影響評価項目を対象として、既存資料による情報の収集、整理及び解析並びに現地調査により、現況把握を行う。

調査の内容は表 4-3(1)～(2)に、現地調査地点は図 4-1 に示すとおりである。

また、環境影響評価項目として選定しなかった環境要素のうち、参考に現況把握のための調査を実施する項目（「水質（水の汚れ）」及び「富栄養化(T-P、T-N)」）の調査内容については、表 4-3(3)に示すとおりである。

なお、施設の稼働に伴う煙突排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測を事前に実施しており、その結果に基づいて影響範囲を想定、現地調査地点及び予測地域を設定している。概略予測の結果は、図 4-3 に示すとおりである。

表 4-3(1) 現況調査の内容

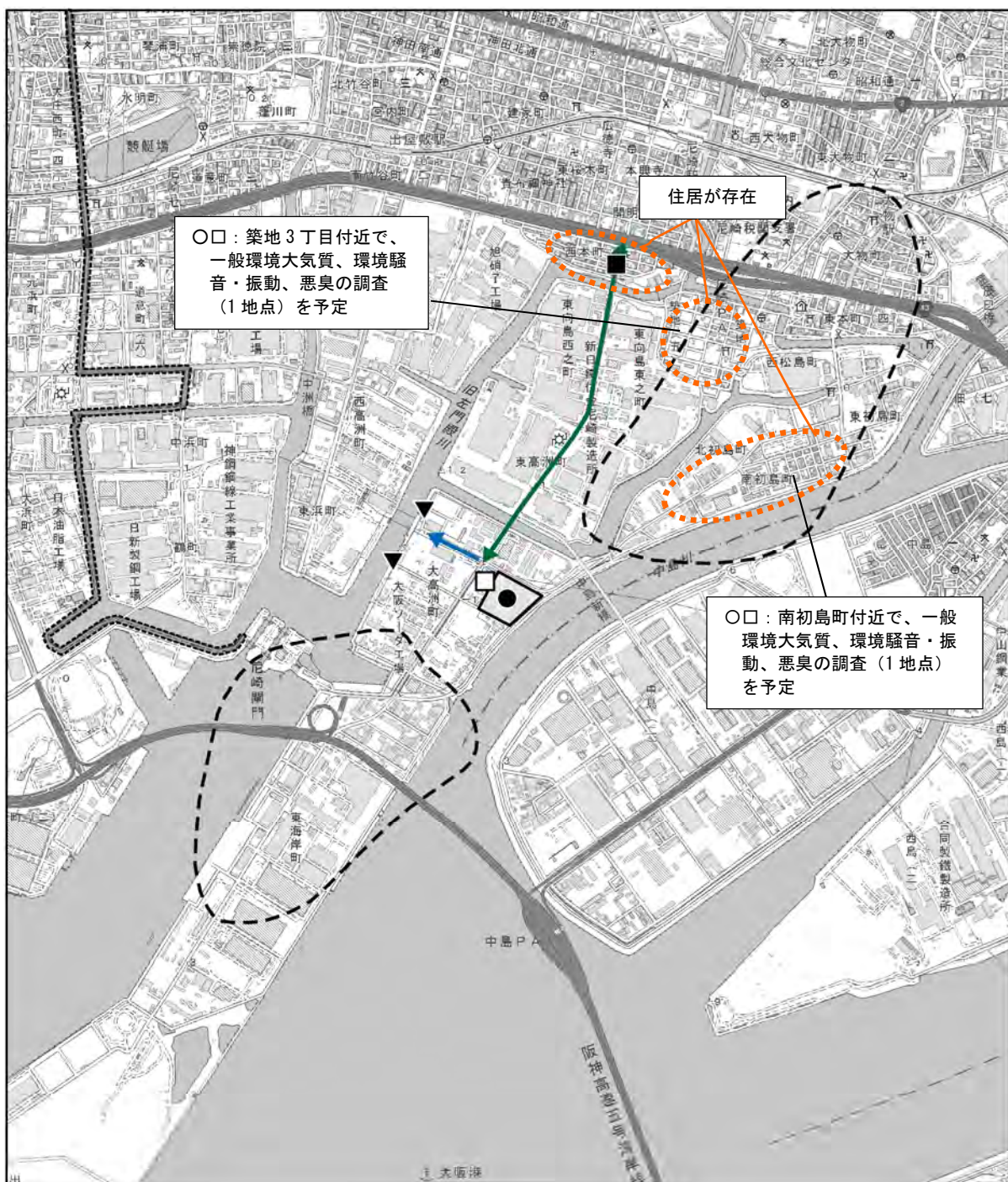
環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
大気質				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> 大気質の現況 気象 発生源の状況 	事業計画地周辺	過去5年程度	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市環境監視センター報」（尼崎市） 「過去の気象データ検索」（気象庁） 土地利用現況図（国土地理院）
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境大気質 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類 道路沿道大気質 窒素酸化物、浮遊粒子状物質 	2 地点(事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 4-1 参照 1 地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 4-1 参照	1 週間×4 季 1 週間×4 季	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境省告示第68号）、「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁）、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年環境省）に定める手法に準拠し、各大気質を測定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 地上気象 風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量 	事業計画地内の 1 地点 図 4-1 参照	1 年間	<ul style="list-style-type: none"> 「地上気象観測指針」（気象庁）等に準拠し、風向・風速等を連続測定する。
騒音				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> 騒音の現況 発生源の状況 	事業計画地周辺	過去5年程度	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎の環境」（尼崎市） 「環境白書」（兵庫県） 土地利用現況図（国土地理院）
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 環境騒音 	3 地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 4-1 参照	休日・平日各1回 (24時間)	<ul style="list-style-type: none"> 「騒音に係る環境基準について」（平成10年、環境庁告示第64号）及び「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定手法」に準拠し、環境騒音、道路交通騒音を測定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音 	1 地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 4-1 参照		
	<ul style="list-style-type: none"> 交通量 			

表 4-3(2) 現況調査の内容

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
振動				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の現況 ・発生源の状況 	事業計画地周辺	過去5年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・環境振動	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図4-1参照	休日・平日各1回 (24時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に準拠し、環境振動、道路交通振動を測定する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動 ・地盤卓越振動数 	1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図4-1参照		
	・交通量			
悪臭				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の現況 ・気象 ・発生源の状況 	事業計画地周辺	過去5年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・「過去の気象データ検索」(気象庁) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数 	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図4-1参照	夏季及び冬季各1回	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定の方法」及び「嗅覚測定法マニュアル」(平成8年環境庁大気保全局大気生活環境室編集)に準拠し、採取、分析を行う。
廃棄物及び資源循環				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 ・産業廃棄物 	事業場内	最新の年度 (3カ年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実績データに基づく
地球温暖化				
既存資料調査	・温室効果ガスの排出状況	事業場内	最新の年度 (3カ年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の排出実績もしくは「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(令和2年、環境省)等に準拠し、事業の燃料消費、電力消費データから推計する。
景観				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・代表的な眺望地点 ・重要な景観資源の分布状況 	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワンポイントお勧めマップーウォーキングで健康づくり」(尼崎市)
現地調査	・主要な視点場からの景観の現況	6地点程度(ウォーキングコース等の計画地が眺望可能な箇所) 図4-1参照	4季各1回	<ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査を行い、代表的な眺望地点を抽出・選定し、眺望景観の状況を写真撮影により把握する。

表 4-3(3) 現況調査の内容 (参考項目：水質)

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
水質				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> 水質の現況 発生源の状況 	事業計画地周辺	過去5年程度	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市環境監視センター報」(尼崎市) 「尼崎の環境」(尼崎市) 土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境項目 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、水温、透視度 	2地点(計画地からの放流河川における放流地点前後の2地点)図4-1参照	4季 各1回	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年、環境省告示第68号)に準拠し、採水、分析を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4ジオキサン ダイオキシン類 		夏季 各1回	



○□：築地3丁目付近で、一般環境大気質、環境騒音・振動、悪臭の調査（1地点）を予定

住居が存在

○□：南初島町付近で、一般環境大気質、環境騒音・振動、悪臭の調査（1地点）を予定

凡例

- 計画地
- 一般環境大気質調査地点(2地点：築地3丁目付近、南初島町付近)
- 気象調査地点(1地点：事業計画地内)
- 環境騒音・振動、悪臭調査地点(3地点：敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
- 道路沿道大気質、騒音・振動調査地点(1地点：尼崎港線(西本町3丁目付近))
- ▼ 水質調査地点(2地点：放流地点の上下流)
- 景観調査地点(6地点程度：ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
- ↔ 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
- 焼却施設等の排水ルート
- 寄与濃度の最大着地濃度の約1/2の範囲

1:25,000
0 0.25 0.5 1 km

図 4-1 調査地点図

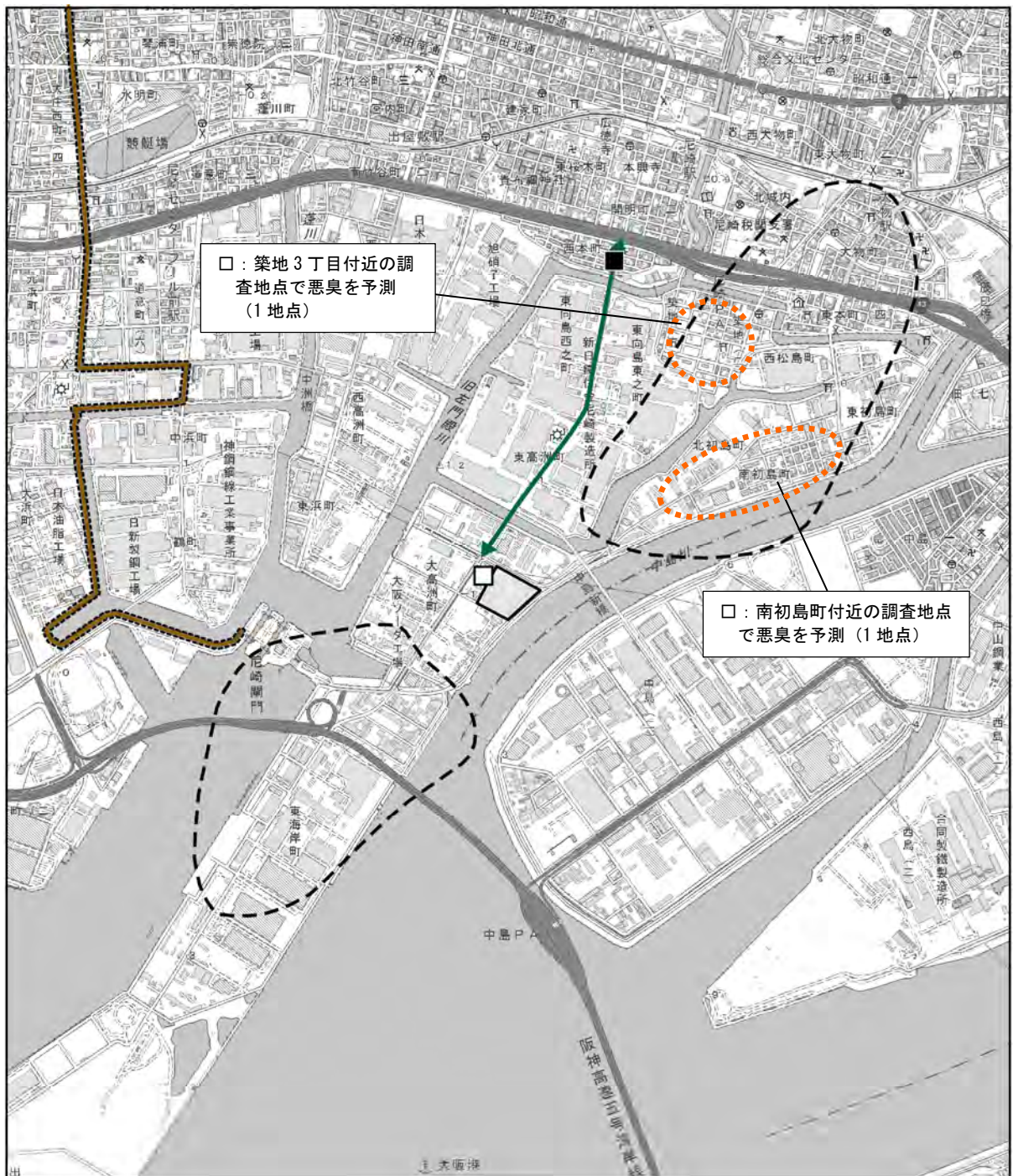
2) 予測

本事業に係る環境影響の予測及び評価の手法は、技術指針に掲げられた手法を踏まえ、表 4-4(1)～(2)に示すとおりとする。

表 4-4(1) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
大気質					
工事中	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
供用	・大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質)	施設の稼働に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	最大着地濃度出現地点を含む範囲内とする。 [*]	施設の稼働が定常稼働となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度及び短期(1時間値)高濃度を予測する。
騒音					
工事中	・道路交通騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	(社)日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)」を用いて等価騒音レベル(L _{Aeq})を予測する。
供用	・道路交通騒音レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	設備機器の位置、配置状況等を勘案し、面音源及び点音源の距離減衰式を用いて予測する。
	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界とする。 図 4-2 参照		
振動					
工事中	・道路交通振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省 平成 25 年)に基づき、旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの 80%レンジ上端値(L ₁₀)を予測する。
供用	・道路交通振動レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	設備機器の位置、配置状況等を勘案し、振動源からの振動の伝搬理論式を用いて予測する。
	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界とする。 図 4-2 参照		
悪臭					
供用	・特定悪臭物質 ・臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	敷地境界及び現地調査地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する特定悪臭物質、臭気濃度について、既存施設の調査結果、事業計画等に基づき把握する。

※施設の稼働に伴う排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測結果は、図 4-3 に示すとおりである。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月 環境省)を参考に、最大着地濃度の約半分を影響範囲と想定している。



凡例

- 計画地
- 道路沿道大気質、騒音・振動予測地点(1地点：尼崎港線(西本町3丁目付近))
- 悪臭予測地点(3地点：敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
- 景観予測地点(6地点程度：ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
- ⇄ 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
- 寄与濃度の最大着地濃度の約1/2の範囲

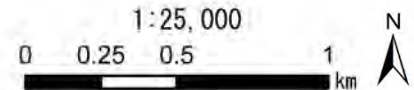
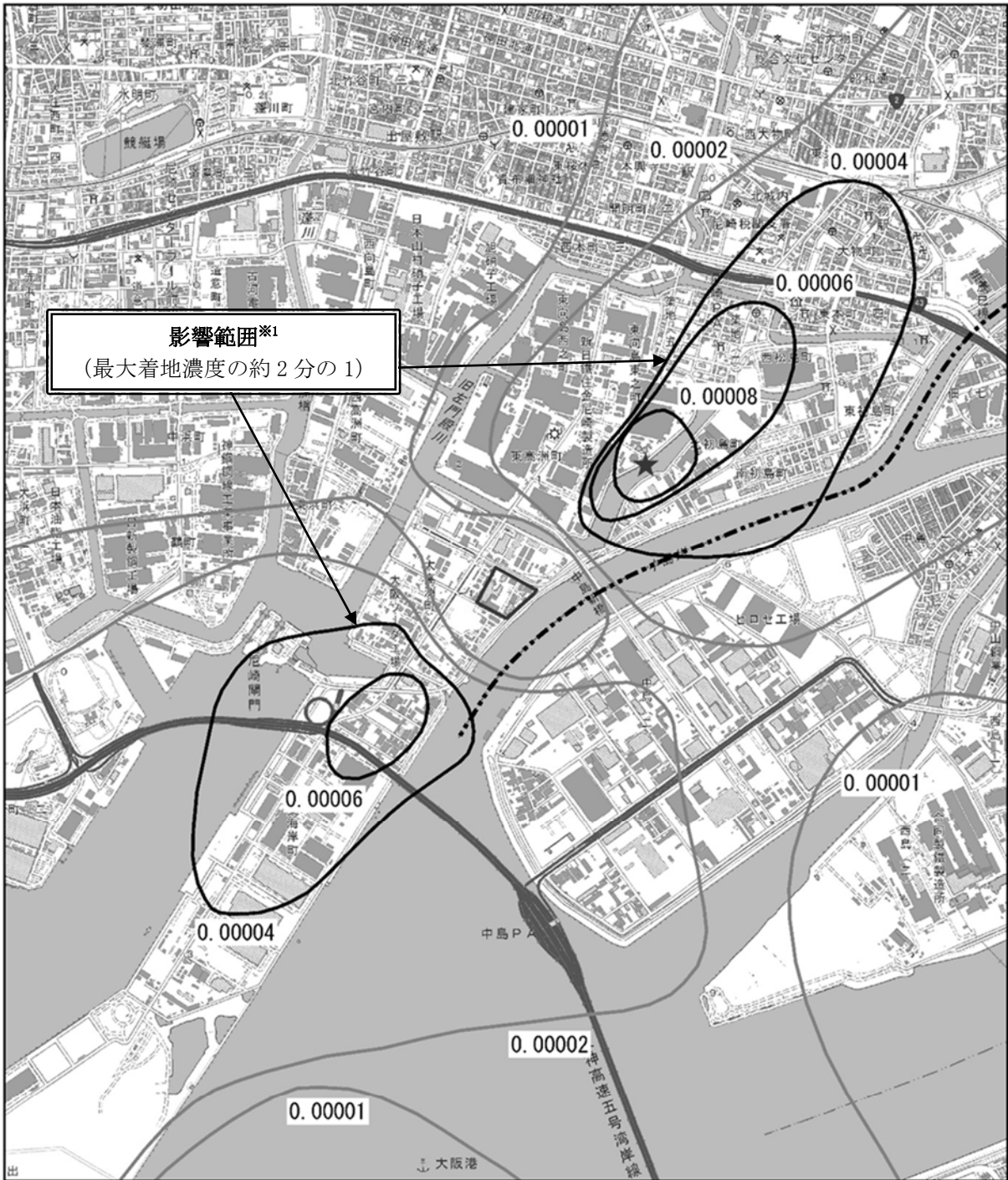


図 4-2 予測地点図



- 凡例
- 計画地
 - 市界
 - ★ 寄与濃度の最大着地濃度出現地点 (Nox : 0.000084ppm)

【計算条件】

- ・煙突高さ：約 59m
- ・排ガス量 (1 炉当り)：約 29,000m³N/h (乾きガス)、
約 39,000m³N/h (湿りガス)
- ・稼働条件：年間 280 日×24 時間連続稼働 (3 炉同時稼働)
- ・NOx 排出濃度：30ppm
- ・気象条件：平成 30 年度の尼崎市南部 (一般局：風向・風速)、
大阪管区気象台尼崎市南部 (一般局：日射量・雲量)

※1：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月 環境省)を参考に、最大着地濃度の約半分を影響範囲と想定している。

※2：本予測は簡易予測であり、詳細な予測条件設定及び予測計算は準備書で実施する。

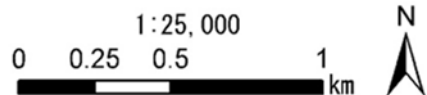


図 4-3 施設の稼働に伴う排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測結果と影響範囲

表 4-4(2) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
廃棄物					
工事中	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 産業廃棄物 	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する建設副産物等の発生量等を工事計画等に基づき把握する。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 産業廃棄物 	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別の発生量を事業計画等に基づき把握する。
資源循環					
工事中	<ul style="list-style-type: none"> 残土の再利用 	施設の解体・建築に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する残土の有効利用量を工事計画に基づき把握する。
地球温暖化					
供用後	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの発生量 	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生される二酸化炭素等の発生量を事業計画等に基づく燃料消費量及び計画ごみ処理量・計画ごみ質、エネルギー回収量より算定する。
景観					
存在	<ul style="list-style-type: none"> 自然的景観 文化的景観 	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点(現地調査を踏まえ、計画地を眺望できる地点を選定する) 図 4-2 参照	施設が存在する時期	施設が存在に伴う事業計画地周辺の代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度について、フォトモンタージュを作成して予測する。

3) 評価

本事業に係る環境影響評価のために選定した項目に対する評価の手法は、技術指針に掲げられた内容を元に、以下に示すとおりとする。

また、各環境影響評価項目の個別評価に係る内容については、表 4-5(1)～(3)に示すとおりである。

①個別評価

項目	評価の考え方
環境負荷影響の回避・低減に係る評価	実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境影響評価項目に係る環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
良好な環境の創造に係る評価	新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。
評価を行うにあたって、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理し、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る基準が定められているものについても、当該基準との整合性が図られているか否かについて検討する。	

②総合評価

評価の考え方
個別評価の概要を一覧できるように整理し、対象事業等の実施による事業全体としての環境に及ぼす影響を把握することにより総合的に評価を行う。

表 4-5(1) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
大気質				
工事中	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準 ・「尼崎市の環境をまもる条例」に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」に示す目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示す指針値
	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。	
供用	・大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質)	施設の稼働に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	最大着地濃度出現地点を含む範囲内とする。	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」に定める基準 ・「騒音規制法」に基づく「特定工場等において発生する騒音」の基準 ・本施設において定める自主基準値
	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界とする。	
騒音				
工事中	・道路交通騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」に定める基準 ・「騒音規制法」に基づく「特定工場等において発生する騒音」の基準 ・本施設において定める自主基準値
	・道路交通騒音レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。	
供用	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界とする。	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度 ・「振動規制法」に基づく「特定工場等において発生する振動」の基準 ・本施設において定める自主基準値
	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界とする。	
振動				
工事中	・道路交通振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度 ・「振動規制法」に基づく「特定工場等において発生する振動」の基準 ・本施設において定める自主基準値
	・道路交通振動レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。	
供用	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界とする。	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度 ・「振動規制法」に基づく「特定工場等において発生する振動」の基準 ・本施設において定める自主基準値
	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界とする。	

表 4-5(2) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
悪臭				
供用	・特定悪臭物質 ・臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	敷地境界とする。	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘察し、評価する。</p> <p>・「悪臭防止制法」に定める基準</p>
水質				
工事中	・水質（水の濁り（SS）、有害物質）	—※1	—※1	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。</p>
供用後	・水質（水の汚れ（BOD）、水の濁り（SS）、富栄養化（T-P、T-N）、溶存酸素（DO）、有害物質、水素イオン濃度）	—※1	—※1	
地下水質				
工事中	・地下水質（有害物質）	—※1	—※1	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。</p>
土壌汚染				
工事中	・土壌汚染の程度	—※1	—※1	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。</p>
廃棄物				
工事中	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【良好な環境の創造に係る評価】</p> <p>新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、以下の観点で、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。</p> <p>・ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す目標値等との整合性が図られているか否かについて勘察し、評価する。</p> <p>・「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げる目標値</p>
供用後	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	

※水質、地下水質及び土壌汚染は保全措置項目であり、予測を実施しない。

表 4-5(3) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
資源循環				
工事中	・残土の再利用	施設の解体・建築に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等	事業計画地内	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p>
地球温暖化				
供用後	・温室効果ガスの発生量	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p>
景観				
存在	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点（現地調査を踏まえ、計画地を眺望できる地点を選定する）	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能な範囲で、周辺地域の生活環境及び自然環境に配慮し、町並みとも調和した計画としているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す方針等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <p>・「尼崎市都市美形成計画～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」(2011年、尼崎市)</p>

第5章 事前環境配慮の内容

事業環境配慮指針(平成17年尼崎市公告第71号)に基づき、事業計画の特性及び事業計画地周辺の地域特性を考慮し、環境配慮を検討すべき項目(以下「環境配慮検討項目」という)について抽出した。

抽出した環境配慮検討項目について、配慮する時期、環境配慮の内容について、表5-1(1)～(5)にとりまとめた。

表 5-1(1) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的配慮	(1)事業計画地の選定		
	①事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保すること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を集約・建設するものである。事業計画地は現有施設敷地内であるが、施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等を考慮する。
	②公共機関等が実施する広域的な事業に係る事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、その事業と地域社会等との関係を考慮し、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮すること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮する。
	(2)周辺地域との調和		
	①土地利用及び施設配置等の計画策定にあたっては、事業計画区域及びその周辺地域の環境特性を十分に把握したうえ、周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並み、史跡等の文化的な環境とも調和した計画とすること。	b	周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並みとも調和した計画とする。
	②自動車による人又は物の流入を伴う事業の計画策定にあたっては、低公害車の導入、公共交通機関の利用の促進、配送の効率化等により、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とすること。	b	自動車公害の防止のため、公共交通機関の利用の促進及びごみ収集の効率化に努める。
	(3)事業計画区域に係る配慮		
	①事業計画区域の面整備にあたっては、事業計画区域の土地利用及び施設配置等を検討し、土地の改変及び樹木の伐採等が可能な限り少なくなるよう配慮すること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、敷地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であることから、対象外とする。
(4)事業計画区域に係る配慮			
①建設・解体工事においては、粉じんの飛散、汚濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設系廃棄物・残土の発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。	b	粉じんの飛散については散水や工事車両のタイヤ洗浄等により、騒音・振動の発生については低騒音・低振動型の建設機械を極力使用することにより防止する。建設・解体工事において発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理する。 また、建設系廃棄物・残土については、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。	

表 5-1(2) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(1) 大気質		
	①大気汚染物質の発生施設の設置にあたっては、良質燃料の使用、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、汚染物質の排出抑制に努めること。	b	大気汚染物質の影響については、高効率の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出を抑制する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	②大気汚染物質の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	大気汚染物質の発生については、高効率の排ガス処理設備を採用する等、環境の保全に配慮する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	(2) 騒音、振動及び低周波音		
	①騒音・振動等の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び低公害型機器の導入、防音防振対策等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	騒音・振動等の発生については、低騒音型、低振動型の機器を採用する等、環境の保全に配慮する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	(3) 悪臭		
	①悪臭の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び原材料の適切な選定、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、悪臭の排出抑制に努めること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	悪臭の影響については、適切な施設配置、高効率の処理技術の導入検討等により悪臭の排出を抑制する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
(4) 水質及び底質			
①水質汚濁物質の発生施設の設置にあたっては、発生する汚濁負荷量を可能な限り低減させること。また、公共用水域に排水する場合にあつては、高度処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への負荷の低減に努めること。	a	施設からの排水(プラント排水・生活排水)については、高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、既存施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約 1/10 以下とする計画であり、汚濁負荷量を可能な限り低減させ、環境への負荷の低減に努める。	

表 5-1 (3) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(5) 地下水質及び土壌汚染		
	①有害物質を製造又は使用等するにあたっては、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努めること。	b	有害物質の使用にあたっては、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努める。
	(6) 地形・地質及び地盤変状		
	①地下水の採取及び地下構造物の建設にあたっては、地下水脈への影響の低減に努めること。	c	対象事業では、地下水の採取及び大規模な地下構造物の建設はないことから、対象外とする。
	②道路等の建設にあたっては、雨水地下浸透に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮すること。	b	計画地内に降った雨水は、既存の雨水排水経路を活用して公共水域へ放流するものとするが、「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」(平成 29 年 8 月)に則り、貯留浸透施設化を検討する。
生活環境の保全	(7) 廃棄物		
	①発生する廃棄物の処理にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう適正な処理計画に基づき処理すること。	b	発生する廃棄物の処理にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、環境に影響のないよう適正に処理する。
自然環境の保全と創造	(1) 植物、動物及び生態系		
	①事業計画区域での土地の改変にあたっては、事業計画区域及びその周辺における動植物の生息地の保全並びに必要な代償措置の実施に可能な限り配慮すること。さらに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化に努めるとともに、ビオトープづくり等身近な自然環境の創造にも配慮すること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。また、事業計画地及びその周辺は工業専用地域であり、主要な動植物の生息地はない。 なお、計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。
自然環境の保全と創造	②整備面積の大きな事業に係る事業計画区域での緑地等の配置については、周辺樹木等との連続性及び地域由来の植生に配慮するとともに、動植物の生息地の積極的な創造にも配慮し、まとまりのある緑地及び水辺の整備に努めること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。 なお、計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。

表 5-1 (4) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
地球環境の保全	(1) 資源循環及び地球温暖化		
	①原材料及び建築資材の選定にあたっては、再生品の利用等により、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に努めること。	b	建築資材の選定にあたっては、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に配慮する。
	②エネルギー使用機器類の選定にあたっては、コージェネレーション、廃熱の利用等による熱効率を高めた機器の導入、自然エネルギーの活用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、温室効果ガスの排出抑制及び省資源・省エネルギーに努めること。	b	エネルギー使用機器類の選定にあたっては、省エネ機器をできるだけ採用するとともに、ごみ焼却の廃熱を利用し発電した電力を、施設電力として使用することで施設全体の省エネに努める。これらについては、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	③建築物の配置・形状等の検討にあたっては、自然の光及び風の有効利用を図るとともに、断熱構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、省エネルギー化に配慮すること。	b	建築物の配置・形状等の検討にあたっては、ごみピットの自然採光、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。これらについては、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	④給排水設備等の設計にあたっては、節水機器の導入及び循環利用に配慮するとともに、雨水の有効利用にも配慮すること。	b	給排水設備等の設計にあたっては、節水機器の導入及び循環利用に配慮する。
	⑤発生する廃棄物の処理にあたっては、その発生抑制に努めるとともに、再利用及び再資源化を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b	工事中、供用後に発生する廃棄物の発生抑制、再利用及び再資源化について検討する。
	⑥廃棄物処理施設の建設にあたっては、処理する廃棄物の減量・リサイクルに可能な限り努めること。また、処理工程から発生する廃熱の有効利用、処理後物の再資源化等を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b	市民が排出するごみの減量活動を推進するとともに、受入した廃棄物から鉄・アルミ・ペットボトル、ガラス等を選別・資源化し、ごみの廃熱からエネルギー回収を行い発電することで地球温暖化防止にも寄与できる施設を目指し、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
⑦リサイクル施設の建設にあたっては、技術の進展に応じたより高度な資源循環システムの整備に努めること。	b	廃棄物から鉄・アルミ・ペットボトル、ガラス等を選別・資源化するように設計する。	
都市環境等の保全と創造	(1) 人と自然とのふれあい活動の場		
	①公園・広場・ビオトープその他の整備にあたっては、自然素材及び既存植生を利用するとともに、新たな自然環境を創造するなど、身近な自然環境の保全と創造に配慮すること。	c	対象事業では公園・広場・ビオトープその他の人と自然とのふれあい活動の場の整備はないことから、対象外とする。
都市環境等の保全と創造	(2) 電波障害、日照及び風害		
	①建築物・工作物の建設にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境及び気象状況を考慮し、電波障害、日照及び風害について、周辺環境への影響の低減に努めること。また、近隣に建築物又は工作物が存在する場合には、それらとの複合的な影響についても配慮すること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、また、計画地の近隣には保全対象となる住居は存在しないため、対象外とする。

表 5-1 (5) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
都市環境等の保全と創造	(3) ヒートアイランド現象		
	① 建築物・工作物の建設にあたっては、屋上・外壁の緑化、断熱構造、太陽光発電の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じるとともに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化するなど、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	b	建築物・工作物の建設にあたっては、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。また、対象事業では計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。
	② エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置にあたっては、コージェネレーションの導入、廃熱の利用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への熱放散の低減に努めること。	b	エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置については、施設設計において、環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	③ 道路等の建設にあたっては、保水性に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、道路等の建設は行わないことから、対象外とする。
	(4) 景観及び文化財		
	① 建築物・工作物の構造・配置の決定及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、緑化等により、良好な都市景観の確保に努めること。	b	景観への影響については、良好な都市環境を確保するため、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	② 事業計画区域及びその周辺における文化的・歴史的資源並びに視覚的・聴覚的景観の適切な保全に配慮するとともに、それらの創造的視点をもった計画づくりに努めること。	c	対象事業計画地及び周辺 2 km の範囲内に文化的・歴史的資源は存在しないため、対象外とする。
備考) 環境配慮の区分とは、それぞれ次に示すとおりである。 a 早い段階において事業計画に反映するもの b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの c 事業の特性等から配慮できないもの			

第6章 その他

対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可等は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可等

適 用 法 令	許 認 可 等
都市計画法	都市計画の変更
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置届出
消防法	危険物貯蔵所設置許可申請
建築基準法	建築確認申請
電気事業法	工事計画届出
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届出 水銀排出施設の設置届出
ダイオキシン類対策特別措置法 水質汚濁防止法	特定施設設置届出
土壌汚染対策法	土地の形質の変更届出
景観法	景観計画区域内における行為の届出